

料金収受機能改修工事（２８－大管・神管） 随意契約理由書

本工事は、既存の料金収受システムの一環として機能する料金収受設備における既設装置について、監視制御データの処理など当該既存システムによる安定的運用に支障を与えることなく、完全な互換性を確保したハードウェア及びソフトウェアを製作し、これらを用いて改造するものである。

本工事の契約相手方として求められる要件は、完全な互換性の確保を条件としたハードウェアとソフトウェアを製作する能力があること、既設装置の改造を行う能力があること、既設装置の改造に伴う不具合により当該既存システムの運用に支障が生じた場合にも瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等の問題が生じないこと、以上全てを満たすことである。

三菱重工メカトロシステムズ(株)は、既設装置を設計、施工、納入した契約相手方であることから、既設装置との完全な互換性の確保を条件としたハードウェアとソフトウェアを製作する能力及び既設装置の改造を行う能力があると認められるだけでなく、既設装置の改造に伴う不具合により当該既存システムの運用に支障が生じた場合にも瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等の問題が生じないため、上記要件を全て満たして本工事を実施できる者であると思料され、このような者は同社において他にない。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定により随意契約とするものである。

以 上